

# 若者の出会い・結婚支援に関する情報発信業務委託 企画提案募集要領

若者の出会い・結婚支援に関する情報発信業務委託企画提案競技の実施については、本募集要領に定めるとおりとする。

## 1 委託業務名

若者の出会い・結婚支援に関する情報発信業務委託

## 2 委託期間

令和8年5月11日から令和9年3月31日まで

## 3 委託予定額

4,950,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※本業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

## 4 委託業務目的

こども家庭庁の令和6年度「若者のライフデザインや出会いに関する意識調査 報告書」によると、未婚者の約5割は結婚したいと思いつつも相手を見つける行動をしていない。

そこで、若者の出会いや結婚に向けた活動を支援するため、インターネット広告及び県ホームページ内に新たに作成するランディングページで出会いや結婚への関心を更に高め、具体的な行動の動機づけとなる情報発信を委託するものである。

## 5 委託業務内容

別添「若者の出会い・結婚支援に関する情報発信業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

## 6 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）（以下、「財務規則」という。）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生計画、又は民事再生法に基づく再生計画の認可を受けている者はこの限りではない。
- (4) 本募集要領のホームページ公開日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 本募集要領のホームページ公開日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (6) 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役員等を有する者並びに暴力団及び暴力団員の利益となる活動を行う者でないこと。

## 7 企画提案競技に関する事項

### (1) スケジュール

募集要領ホームページ公開	令和8年3月27日(金)
質問受付	令和8年3月27日(金)～令和8年4月3日(金)
質問への回答	令和8年4月8日(水)
企画提案書受付	令和8年3月27日(金)～令和8年4月15日(水)
1次審査(書面)	令和8年4月16日(木)～令和8年4月20日(月)
1次審査結果通知	令和8年4月22日(水)
2次審査(プレゼンテーション)	令和8年4月28日(火)
2次審査結果通知	令和8年5月1日(金)

### (2) 企画提案書等の提出

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

ア 企画提案競技参加申込書(様式1)

イ 企画提案書(A4横で作成、様式は任意、20ページ以内)

仕様書の内容を踏まえ、以下の内容を記載すること。

#### (ア) 事業計画全般

- a 企画提案書全体の目次
- b 本件業務全体の概要・コンセプト等
- c 本件業務を含む若者の出会い応援事業全体の事業効果の拡大に向けた計画
- d 本件業務を実施する際の組織体制

※再委託を予定している場合は、その旨を記載すること

#### (イ) ランディングページ

- a 全体のコンセプト
- b デザイン・構成案
- c ウェブページ数、コンテンツ数
- d 若者の出会いや結婚への関心を更に高め、具体的な行動の動機づけとするための工夫
- e 出会い交流イベント及びSAITAMA 出会いサポートセンターの20代の利用登録料無料サービスへと誘導するための工夫
- f 閲覧者を対象としたアンケートの回答を多く得るための工夫

#### (ウ) インターネット広告

- a 広告配信計画の全体像(概要)
- b 広告媒体とその選定理由
- c ウェブページ数
- d 広告媒体ごとのセグメント、想定される広告表示数、広告閲覧数、ランディングページのアクセス数(クリック数)

※広告配信全体の成果目標値として、以下を設定すること。

- ・広告閲覧数 400,000回
  - ・ランディングページのアクセス数(クリック数) 40,000回
- e ターゲットに対して効果的にアプローチをするための工夫
  - f ランディングページにアクセス(クリック)してもらうための工夫
  - g 広告クリエイティブの種類(画像、動画等)とそのイメージ
  - h 広告配信の効果検証及び見直し方法

(エ) 委託予定額の範囲内で仕様書に追加できる独自企画案がある場合はその概要

(オ) 過去(令和5年4月1日以降)に受託した類似業務の内容・実績

(カ) その他アピールポイント等

ウ 委託料見積書

- (ア) 宛名は「埼玉県知事 大野元裕」とする。
- (イ) 「3 委託予定額」に掲げる上限金額の範囲内で作成し、項目・単価等の内訳を明らかにすること。
- エ 会社概要等  
パンフレット等、法人の事業概要が分かるもの
- オ 参加資格を満たしている旨の誓約書（様式2）

## 8 企画提案書等の提出方法等

- (1) 提出方法  
電子メール  
※電子メール送信後、提出した旨を下記電話番号に連絡すること。
- (2) 提出先  
埼玉県福祉部こども政策課こどもまんなか担当  
電話番号 048-830-3343  
メールアドレス [a3320-47@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3320-47@pref.saitama.lg.jp)
- (3) 提出期限  
令和8年4月15日（水）午後5時必着
- (4) その他
  - ア 企画提案書等の提出については、1者につき1提案に限る。
  - イ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。ただし、県の指示による場合はこの限りではない。
  - ウ 企画提案書等の作成に係る経費は企画提案競技参加者（以下、「参加者」という。）の負担とする。
  - エ 提出された企画提案書等は返却しない。
  - オ 本企画提案に係る説明会は開催しない。
  - カ 本企画提案は契約先候補者の選定を目的としており、契約に当たっては企画提案書等の内容に拘束されない。

## 9 質問の受付及び回答

本企画提案競技に関する質問は次のとおり受け付ける。

- (1) 受付期限  
令和8年4月3日（金）午後5時必着
- (2) 質問方法  
「企画提案競技に関する質問書」（様式3）に記入の上、電子メールで提出すること。  
※電子メールを送信後、提出した旨を下記電話番号に連絡すること。
  - ・メールアドレス [a3320-47@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3320-47@pref.saitama.lg.jp)
  - ・電話番号 048-830-3343
- (3) 回答方法  
質問を行った事業者名を伏せた上で、令和8年4月8日（水）までに、本募集要領を掲載した県ホームページに回答を掲載する。  
なお、電話による質問には、軽易なものを除き回答しない。
- (4) その他
  - ア 質問内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。
  - イ 参加者は、質問の提出の有無にかかわらず、ホームページに掲載する質問に対する回答の全ての内容を確認した上で、企画提案競技に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての参加者に適用する。
  - ウ 参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して県から参加者へお知らせを

掲示することがある。

## 10 審査について

契約先候補者の選定のため、以下のとおり、1次審査（書面）及び2次審査（プレゼンテーション）を実施する。ただし、参加者が3者以下の場合、1次審査は実施せず、全ての者に対して2次審査を実施する。

### (1) 1次審査（書面）

#### ア 実施方法

書面 ※参加者の出席は不要

#### イ 結果通知

令和8年4月22日（水）

### (2) 2次審査（プレゼンテーション）

#### ア 実施日時

令和8年4月28日（火）午前9時～10時30分のうち、県が指定する時間。

#### イ 実施方法

オンライン（Teams）

#### ウ 所要時間

プレゼンテーション 10分以内

質疑応答 5分程度

#### エ その他

（ア）実施時間、Teams ミーティングアドレス等については、1次審査を通過した参加者に、令和8年4月22日（水）に通知する。

（イ）プレゼンテーションは既提出の資料により行い、追加の資料提出は認めない。

（ウ）出席者は1者につき3名以内とする。

（エ）参加者は、他の参加者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

## 11 主な評価項目

### (1) 提案者

ア 本件業務を着実に遂行できる実施体制であるか。

イ 本件業務を実施できる実績やノウハウがあるか。

### (2) 提案内容全般

ア 本件業務の目的に合致した提案内容であるか。

イ 委託予定額の範囲内で仕様書に追加できる独自企画案は、本件業務の効果を高めるものであるか。

ウ 経費の見積内容の項目や算出根拠は妥当か。

### (3) ランディングページ

ア 若者の出会いや結婚への関心を更に高め、具体的な行動の動機づけとなるものであるか。

イ 若者の出会い応援事業全体を効果的にPRすることができるか。

ウ 閲覧者を対象としたアンケートの回答を多く得られるか。

### (4) インターネット広告

ア 若者の出会いや結婚への関心を更に高めるものであるか。

イ ランディングページにアクセス（クリック）してもらうための工夫はあるか。

ウ 若者に効果的にPRすることができるか。

エ 広告配信を定期的に見直し、広告の効果が最大となるよう改善を図れるか。

## 12 契約先候補者の決定方法

(1) 県は企画提案競技審査委員会を設置し、提出された企画提案書及びその他提出書類について、

参加者からのプレゼンテーション等により審査を行う。企画能力や業務実施能力などを総合的に審査し、最も評価が高かった参加者を契約先候補者に決定する。

- (2) 企画提案競技に参加する者が1者の場合には、企画能力や業務実施能力などを総合的に審査し、本業務の受託者として適当であると認めた場合に、契約先候補者に決定する。
- (3) 審査結果通知日：令和8年5月1日（金）

### 13 契約の相手方の決定方法

- (1) 県は、契約先候補者と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴取し、見積書の内容を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。
- (2) 契約先候補者と協議が整わない場合や、契約締結までの間に契約候補先に事故のある場合等契約先候補者としての資格要件を失った時は、契約先候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、企画提案競技審査委員会において評価が2番目に高かった者を新たに契約先候補者とする。
- (3) 当該企画提案競技において、不正が行われた事実が明らかになった時は、企画提案競技の決定を取り消す。

### 14 その他留意事項

- (1) 提出書類は、本業務の契約先候補者の選定以外の目的に使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例に基づき公開する場合はこの限りでない。
- (2) 契約の相手方は、本契約の締結と同時に契約金額の100分の1以上を乗じた額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 契約の相手方が同意した場合は、立会人型電子契約により、契約を締結することを予定している。(https://www.pref.saitama.lg.jp/a1201/denshikeiyaku-howto.html)
- (4) 本企画提案競技に係る一連の手続き及び契約等に関する手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

### 15 担当者連絡先

8(2)と同様